## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人佐々木茂作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用する。

(要旨〉よつて考察するのに、覚せい剤取締法第一四条第一項が禁止する覚せい剤の「所持」とは覚せい剤であるこく/要旨〉とを知りながら、これを事実上自己の実力支配内に置く行為を指称し、積極的にこれを自己又は他人のため保管する意思の無又はその行為の目的、態様の如何を問わないものと解するのを相当とするところ、被告人の検察事務官に対する供述調書によれば、被告人は、Aが被告人方ら、お込んで置いて行つた原判示覚せい剤をその覚せい剤であることを認めるに足りのもま自己の実力支配に属する自宅居室内に留めて置いたことを認めるに足りのもま自己の実力支配に属する自宅居室内に留めて置いたとを認めることがであるに足り、仮勝同の地原判決挙示の各証拠によれば原判示事実を優に認めることができず、右Aがある意思もなければ、その保管方を拒んだのに拘らず、右Aが表示に被告人方居室に置き去ったものであったとしても或は仮りに被告人がこれを密売する目的もなく、隠匿もしなからとしてもその所為は、覚せい剤不法所持罪を構成するものといわねばならない。といわるであ事実認定並びに法令の適用には、何等の過誤もない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 河原徳治 判事 遠藤吉彦)